

いじめ防止基本方針(概要)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、生徒に関わるすべての大人が

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。」
- ・「いじめは、どの学校でもどの子にもおこりうる。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

という認識と「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いを持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止や克服等に努めなければならない。

学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い生徒を守ります。

＜学校が生徒に示す2つの約束＞

- ①意味あることに頑張ることを精一杯応援します。頑張ろうとする仲間の思いを否定する言動には、職員全員で指導します。
- ②困ったことがある時は、一番相談しやすい人に相談してください。先生たちは相談されたら、その日のうちに解決を目指して動き出します。

＜いじめの未然防止のための取組＞

- ①すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めること
- ②集団の一員として自覚や自信を育み、互いに認め合える望ましい人間関係や学校風土をつくること
- ③教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意をはらうこと

以上3点を基本に、特に次のことを重点的に取り組む。

- ◎魅力ある学級・学校作り
 - ・授業、集団、活動づくりを中心に
- ◎生命や人権を大切にする指導
- ◎インターネットによるいじめへの対策

＜いじめの早期発見・早期対応＞

いじめは早期に発見することが早期の解決につながる。そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つと共に、定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、いじめを把握する。

- ①アンケート調査等による的確な情報収集、校内連携体制の充実
- ②問題解決のための教育相談や、問題発生前の予防的な教育相談、全校への開発的教育相談などの充実
- ③いじめの防止等のための対策に関する教職員の研修の充実
- ④いじめについて許されないことを自覚し、反省する指導をすすめる上での保護者との連携
- ⑤教育委員会、警察、子ども・若者総合支援センター等関係機関との連携

学校いじめ防止等対策推進会議

いじめ問題対策委員会(市教委)

＜保護者・地域のみなさんへお願い＞

- ・生徒がいじめを行うことがないように、規範意識を育てる声かけをしてください。
- ・生徒がいじめを受けた場合には、いじめから保護してください。
- ・学校におけるいじめ防止等の取組に、協力してください。